

宮城県公報

発 行

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

○水道水源特定保全地域の指定	(環境対策課)	一
○ふるさと宮城の水循環保全条例施行規則第五条第一項第七号の規定による知事が定める行為	(同)	一
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の取消し	(長寿社会政策課)	一
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の取消し	(同)	二
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し	(障害福祉課)	二
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	二
○道路の区域変更	(道路課)	二
○復興整備計画に記載する都市計画の決定に係る都市計画に定めるべき事項の案の縦覧(二件)	(都市計画課)	二
○復興整備計画に記載する都市計画の変更に係る都市計画に定めるべき事項の案の縦覧(三件)	(同)	三
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可	(同)	四
○県営住宅家賃規程の一部を改正する告示	(住宅課)	五
教育委員会		
○教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則		一六
○社会教育主事資格認定証書の交付		一九
宮城海区漁業調整委員会		
○漁業法第十一条第四項に基づく公聴会の開催		一九
○かじき等流し網漁業の制限		二〇

告 示

○宮城県告示第五十一号

ふるさと宮城の水循環保全条例(平成十六年宮城県条例第四十二号)第十三条第一項の規定により、水道水源特定保全地域を次のとおり指定する。

平成二十四年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 名称

1 北上川流域水道水源特定保全地域

2 名取川流域水道水源特定保全地域

二 区域

1 栗原市及び大崎市の区域のうち、次の図に示す区域

2 仙台市及び川崎町の区域のうち、次の図に示す区域

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁(環境生活部環境対策課)、関係市役所及び関係町役場並びに関係保健所に備え置いて公衆の縦覧に供する。)

○宮城県告示第五十二号

ふるさと宮城の水循環保全条例施行規則(平成十六年宮城県規則第四百十六号)第五条第二項第七号の規定により、知事が定める行為を次のとおり定め、平成二十四年二月二十四日から施行する。

平成二十四年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名取川流域水道水源特定保全地域のうち、仙台市の区域内において行う行為で次に掲げるもの
一 仙台市環境影響評価条例(平成十年仙台市条例第四十四号)による環境影響評価の実施を要する行為

二 杜の都の風土を守る土地利用調整条例(平成十六年仙台市条例第二号)第二条第三項に規定する開発事業

○宮城県告示第五十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十七条第一項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定を取り消した。

平成二十四年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 取消年月日

平成二十四年二月二十四日

二 事業者の名称等

事業者の名称又は氏名 有限会社湯元	介護保険事業所番号 〇四七五四〇一三九四	サービスの種類 訪問介護	事業所の名称及び所在地 ゆもとふれあいの杜 仙台市太白区秋保町湯元 字薬師五十九番地の二
----------------------	-------------------------	-----------------	---

○宮城県告示第百五十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の九第一項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定を取り消した。

平成二十四年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 取消年月日

平成二十四年二月二十四日

二 事業者の名称等

事業者の名称又は氏名 有限会社湯元	介護保険事業所番号 〇四七五四〇一三九四	サービスの種類 介護予防訪問介護	事業所の名称及び所在地 ゆもとふれあいの杜 仙台市太白区秋保町湯元 字薬師五十九番地の二
----------------------	-------------------------	---------------------	---

○宮城県告示第百五十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消した。

平成二十四年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 取消年月日

平成二十四年二月二十四日

二 設置者名等

設置者名 有限会社湯元	事業所番号 〇四一五四〇〇一九一	指定障害福祉サービスの種類 居宅介護 重度訪問介護	事業所の名称及び所在地 ゆもとふれあいの杜 仙台市太白区秋保町湯元 字薬師五十九番地の二
----------------	---------------------	---------------------------------	---

○宮城県告示第百五十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十四年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四一五五〇〇二九七	事業所の名称及び所在地 障害福祉サービス事業所ほつゆう 仙台市泉区実沢字館 後八番地の二	指定障害福祉サービスの種類 生活介護 就労継続支援B型	設置者名 社会福祉法人 幸生会	指定年月日 平成二十四年 三月一日
---------------------	---	-----------------------------------	-----------------------	-------------------------

○宮城県告示第百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 寄井蔵王線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
柴田郡村田町大字沼田字松木橋五八番一地 先から 同町大字沼田字横山一番一地先まで	六・五 四六・〇	一六・五 四六・〇	五六九・四	五六九・四

○宮城県告示第百五十八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十八条第一項の規定により、名取市復興整備計画に仙塩広域都市計画の決定に係る都市計画に定めるべき事項を記載しようとするので、同条第四項の規定により、当該事項の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該事項の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十四年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画土地画整理事業

2 名称 閉上地区被災市街地復興土地画整理事業

二 都市計画を決定しようとする土地の区域

名取市閉上五丁目、閉上六丁目、閉上七丁目、閉上字東須賀、同字新鶴塚、同字鍋沼、同字平田橋、同字新大塚、同字大塚、同字新狐島、同字五十刈及び同字東場の各一部並びに閉上一丁目、閉上二丁目、閉上三丁目、閉上四丁目、閉上字鶴塚、同字下佛文寺、同字昭和、同字百刈、同字狐島、同字清海、同字新町頭、同字佛文寺、同字庚申塚及び同字胡桃の全部

三 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)及び名取市役所(建設部都市計画課及び震災復興部復興まちづくり課)

四 縦覧期間

平成二十四年二月二十四日から同年三月九日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)を記載すること。

○宮城県告示第百五十九号

東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第四十八条第一項の規定により、女川町復興整備計画に石巻広域都市計画の決定に係る都市計画に定めるべき事項を記載しようとするので、同条第四項の規定により、当該事項の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。
なお、当該事項の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十四年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画土地画整理事業

2 名称 女川町被災市街地復興土地画整理事業

二 都市計画を決定しようとする土地の区域

牡鹿郡女川町石浜字石浜、同字崎山、同字高森、同字七曲、浦宿浜字小屋ノ口、同字十二神、同字門前、女川浜字大原、同字女川、同字川尻、同字新田、同字日蔭、小乗浜字向、同字小乗、桜ヶ

丘、清水町、宮ヶ崎字宮ヶ崎、同字川尻、同字田ノ畑山、鷲神浜字荒立、同字内山、同字大道、同字堀切、同字堀切山、同字向山及び同字鷲神の各一部並びに女川浜字伊勢、同字北伊勢、同字東伊勢、黄金町、寿町、鷲神浜字洗、同字斉ノ神、同字丸山及び同字向の全部

三 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)及び女川町役場(復興対策室)

四 縦覧期間

平成二十四年二月二十四日から同年三月九日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)を記載すること。
○宮城県告示第百六十号
東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第四十八条第一項の規定により、名取市復興整備計画に仙塩広域都市計画の変更に係る都市計画に定めるべき事項を記載しようとするので、同条第四項の規定により、当該事項の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。
なお、当該事項の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十四年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画道路

2 名称 三・五・百八十七号名取駅閉上線
三・五・百九十二号仙台閉上線

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 追加しようとする土地の区域

名取市小塚原字田中、同字沢目、同字北中塚、同字西中塚、同字東中塚、同字辻野、同字汐押、閉上字鍋沼、同字新鶴塚、同字鶴塚、同字清海、同字昭和、同字新狐島、同字五十刈、同字東塚、同字平田橋、同字狐島、閉上一丁目、閉上六丁目及び閉上七丁目の各一部

2 廃止しようとする土地の区域

名取市閉上字鍋沼、同字佛文寺、同字新鶴塚、同字昭和、同字新狐島、同字庚申塚、閉上一丁目、閉上二丁目、閉上三丁目、閉上四丁目及び閉上五丁目の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)及び名取市役所(建設部都市計画課及び震災復興部復興まちづくり

り課)

四 縦覧期間

平成二十四年二月二十四日から同年三月九日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)を記載すること。

○宮城県告示第百六十一号

東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第四十八条第一項の規定により、女川町復興整備計画に石巻広域都市計画の変更に係る都市計画に定めるべき事項を記載しようとするので、同条第四項の規定により、当該事項の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該事項の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十四年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画道路

2 名称 二・二・一号浦宿鷺神線

二・三・一号鷺神小乗線

二・三・二号鷺神石浜線

一・小・一号大通女川線

一・小・三号女川駅魚市場線

二 都市計画の変更の種類

廃止

三 都市計画を廃止しようとする土地の区域

牡鹿郡女川町浦宿浜字小屋ノ口、同字十二神、桜ヶ丘、鷺神浜字荒立、同字斉ノ神、同字洗、同字向、同字鷺神、同字堀切山、黄金町、女川浜字女川、同字大原、宮ヶ崎字川尻、同字宮ヶ崎、石浜字高森及び寿町の各一部

四 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)及び女川町役場(復興対策室)

五 縦覧期間

平成二十四年二月二十四日から同年三月九日まで

六 注意事項

意見書には、氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)を記載すること。

○宮城県告示第百六十一号

東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第四十八条第一項の規定により、女川町復興整備計画に石巻広域都市計画の変更に係る都市計画に定めるべき事項を記載しようとするので、同条第四項の規定により、当該事項の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該事項の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十四年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画公園

2 名称 六・五・三百一号女川運動公園

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 追加しようとする土地の区域

なし

2 廃止しようとする土地の区域

牡鹿郡女川町女川浜字大原の一部

三 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)及び女川町役場(復興対策室)

四 縦覧期間

平成二十四年二月二十四日から同年三月九日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)を記載すること。

○宮城県告示第百六十三号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十四年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

松島町城内土地区画整理組合

二 事務所の所在地

宮城郡松島町高城字元釜家十二番地十二

三 設立認可の年月日

平成八年十二月二十日

四 変更認可の年月日

平成二十四年二月十七日

○宮城県告示第百六十四号

県営住宅家賃規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県営住宅家賃規程の一部を改正する告示

県営住宅家賃規程（昭和五十三年宮城県告示第百八十号）の一部を次のように改正する。

本則第一号の表を次のように改める。

県営黒松第一住宅										住宅名
仙台市										所在地
同	平成六年度	同	昭和四十四年度	同	同	平成二年度	昭和三十九年度	昭和三十七年度	昭和三十六年度	建設年度
同	同	同	同	同	同	同	同	同	中層耐火造	構造
五六・四	五四・六	四〇・二	三三・六	八六・〇	六七・二	五六・一	三五・三	三五・三	三五・三	一戸当たり 住戸専用面 積（平方メ ートル）
〇・九六一五	〇・九六一五	〇・九二一五	〇・九二〇〇	〇・九七九九	〇・九七九九	〇・九七九九	〇・九三三四	〇・九三三四	〇・九三三四	係利便 数性
〇・七三九〇	〇・七二五五	〇・三三八七	〇・二八三三	一・〇八九五	〇・八五二三	〇・七二〇六	〇・二七五七	〇・二六四二	〇・二五八三	応益係 数
八三、六〇〇円	八一、〇〇〇円	一八、三〇〇円	一七、三〇〇円	八三、四〇〇円	六五、二〇〇円	五六、一〇〇円	三三、六〇〇円	三三、六〇〇円	三三、六〇〇円	近傍同種 の家賃

県営折立住宅

同

同	昭和五十二年度	同	同	同	平成九年度	同	同	同	同	同	同	同	同	平成八年度	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四五・七	四五・一	七九・七	六九・〇	六六・〇	五六・九	七九・七	七六・二	六九・〇	六六・四	六六・〇	六三・四	五六・九	五五・〇	七九・七	七四・九	六八・六	六六・〇	六六・〇	六三・四
〇・九二六〇	〇・九二六〇	〇・九六二五	〇・九六二五	〇・九六二五	〇・九六二五	〇・九六二〇	〇・九六二〇	〇・九六二〇	〇・九六二〇	〇・九六二〇	〇・八五二六	〇・九六二〇	〇・九六二〇	〇・九六二五	〇・九六二五	〇・九六二五	〇・九六二五	〇・九六二五	〇・九六二五
〇・四五〇六	〇・四四四七	一・〇八四八	〇・九三九一	〇・八九八三	〇・七七四四	一・〇七一九	一・〇四四九	〇・九二八〇	〇・八九三〇	〇・八八七六	〇・八五二六	〇・七六五二	〇・七三九七	一・〇四四五	〇・九八一六	〇・八九八九	〇・八六四九	〇・八六四九	〇・八三〇八
四四、一〇〇円	四四、三〇〇円	一一、七〇〇円	九八、四〇〇円	九四、〇〇〇円	八一、二〇〇円	一一、五〇〇円	一一、五〇〇円	一〇六、三〇〇円	一〇一、七〇〇円	一〇一、一〇〇円	九六、五〇〇円	八七、六〇〇円	八四、四〇〇円	一一六、五〇〇円	一〇九、七〇〇円	一〇一、四〇〇円	九七、八〇〇円	九七、四〇〇円	九三、八〇〇円

			県営新坂住宅 (身体障害者向け住宅)			県営新坂住宅								県営桜ヶ丘住宅					
			同			同								同					
同	同	昭和五十九年度	同	同	昭和五十四年度	同	同	同	平成四年度	同	同	同	同	昭和五十四年度	同	同	同	同	同
同	同	中層耐火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	同	同
八三・八	七一・三	五六・六	六二・四	五四・五	五二・九	七六・八	六三・六	六三・六	五四・二	七三・五	六二・七	六一・三	五九・二	四四・九	六五・三	五七・〇	五六・五	五六・五	四五・七
〇・九一七八	〇・九一七八	〇・九一七八	〇・九九六四	〇・九九六四	〇・九九六四	〇・九九六四	〇・九九六四	〇・九九六四	〇・九九六四	〇・九四六四	〇・九四六四	〇・九四六四	〇・九四六四	〇・九四六四	〇・九二六〇	〇・九二六〇	〇・九二六〇	〇・九二六〇	〇・九二六〇
〇・九一三四	〇・七七七一	〇・六一六九	〇・六八三九	〇・五九七二	〇・五七九七	一・〇一六一	〇・八四二五	〇・八四二五	〇・七七一	〇・七六五一	〇・六五七	〇・六三八一	〇・六一六二	〇・四六七三	〇・六四三九	〇・五六二〇	〇・五五七一	〇・五五七一	〇・四五〇六
七三、四〇〇円	六一、四〇〇円	四九、六〇〇円	五四、八〇〇円	四八、六〇〇円	四六、八〇〇円	八五、六〇〇円	七、〇〇〇円	七〇、九〇〇円	六〇、五〇〇円	六一、〇〇〇円	五三、二〇〇円	五二、〇〇〇円	五〇、三〇〇円	三八、六〇〇円	六〇、七〇〇円	五一、一〇〇円	五四、七〇〇円	五〇、八〇〇円	四五、五〇〇円

			県営広瀬住宅 (身体障害者向け住宅)			県営広瀬住宅													
			同			同													
同	同	平成二年度	昭和五十九年度	同	同	同	同	昭和六十三年	同	同	同	同	昭和六十一年	同	同	同	同	昭和六十年	
同	同	高層耐火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
六五・三	五三・三	五二・八	五一・四	七一・三	八四・八	八一・四	七一・三	六七・四	五六・六	八四・八	八一・四	七一・三	六七・四	五六・六	八三・八	八一・四	七一・三	五六・六	
一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	〇・九六七八	〇・九一七八	〇・九一七八	〇・九一七八	〇・九一七八	〇・九一七八	〇・九一七八	〇・九一七八	〇・九一七八	〇・九一七八	〇・九一七八	〇・九一七八	〇・九一七八	〇・九一七八	〇・九一七八	
〇・八四四二	〇・六八九一	〇・六八二六	〇・六七七四	〇・八一九五	〇・九七八九	〇・九三九七	〇・八三三一	〇・七七八〇	〇・六五三三	〇・九六五三	〇・九二六六	〇・八二一六	〇・七六七二	〇・六四四二	〇・九二六九	〇・九〇〇四	〇・七八八六	〇・七四五五	
五五、一〇〇円	四五、三〇〇円	四四、六〇〇円	四四、六〇〇円	六、四〇〇円	七五、〇〇〇円	七一、七〇〇円	六三、八〇〇円	六〇、〇〇〇円	五〇、七〇〇円	七五、九〇〇円	七三、二〇〇円	六四、二〇〇円	六一、〇〇〇円	五二、二〇〇円	七三、八〇〇円	七一、一〇〇円	六二、八〇〇円	六〇、二〇〇円	

県営櫓の杜住宅											県営安養寺住宅 (身体障害者向け住宅)			県営支倉住宅						
同											同			同						
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	昭 和 五 十 七 年 度	昭 和 四 十 五 年 度	昭 和 四 十 四 年 度	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	高 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造	同	簡 易 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同
七六・一	六七・三	六一・二	五一・三	五〇・四	七七・七	七五・三	六七・三	六一・七	六一・二	五一・五	五〇・四	三一・四	三一・四	七九・四	六八・〇	六六・〇	六六・〇	六五・八	六五・八	
〇・九八六一	〇・九八六一	〇・九八六一	〇・九八六一	〇・九八六一	〇・九八六一	〇・九八六一	〇・九八六一	〇・九八六一	〇・九八六一	〇・九八六一	〇・九八六一	〇・九六〇四	〇・九六〇四	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	
〇・八六四八	〇・七六四八	〇・六九五五	〇・五八三〇	〇・五七七七	〇・八八三〇	〇・八五五八	〇・七六四八	〇・七〇二二	〇・六九五五	〇・五八五三	〇・五七七七	〇・一八四七	〇・一七六五	一・〇二六五	〇・八七九一	〇・八五三三	〇・八五三三	〇・八五〇七	〇・八五〇七	
七四、二〇〇円	六五、七〇〇円	五八、九〇〇円	五〇、一〇〇円	四九、二〇〇円	七四、七〇〇円	七三、三〇〇円	六五、七〇〇円	五八、四〇〇円	五八、九〇〇円	四九、三〇〇円	四九、二〇〇円	三、九〇〇円	三、二〇〇円	六七、五〇〇円	五七、三〇〇円	五六、〇〇〇円	五五、七〇〇円	五五、九〇〇円	五五、五〇〇円	

県営六丁目東住宅						県営六丁目住宅		県営中倉住宅 (身体障害者向け住宅)		県営中倉住宅			県営燕沢住宅			県営岩切住宅		県営蒲生住宅		
同						同		同		同			同			同		同		
昭 和 五 十 二 年 度	同	同	同	同	同	昭 和 六 十 一 年 度	昭 和 五 十 七 年 度	同	同	昭 和 五 十 五 年 度	同	昭 和 六 十 年 度	同	昭 和 五 十 九 年 度	同	同	同	同	昭 和 五 十 八 年 度	
中 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	高 層 耐 火 造	中 層 耐 火 造	同	高 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造	
五五・九	八二・四	七九・九	七八・五	六七・七	六五・二	五二・五	六〇・七	五九・二	五九・二	六二・三	六八・四	六〇・一	六八・四	六〇・一	六八・四	六〇・一	六〇・一	七二・二	六四・六	六〇・五
〇・九〇三三	〇・九〇〇〇	〇・九〇〇〇	〇・九〇〇〇	〇・九〇〇〇	〇・九〇〇〇	〇・九〇〇〇	〇・九〇二〇	〇・九七三三	〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九一九〇	〇・九一九〇	〇・九一九〇	〇・九一九〇	〇・九〇〇〇	〇・九〇〇〇	〇・九〇〇〇	〇・九〇八一	〇・九〇八一	〇・九〇八一
〇・五三三七	〇・九〇六七	〇・八七九二	〇・八六三八	〇・七四五〇	〇・七一七四	〇・五七七六	〇・六三二〇	〇・六四三八	〇・六二〇七	〇・六四二七	〇・七五七五	〇・六六五六	〇・七四六五	〇・六五五九	〇・七二〇三	〇・六三三九	〇・六三三九	〇・七六一一	〇・六八六四	〇・六四二八
三七、九〇〇円	七八、〇〇〇円	七五、四〇〇円	七五、五〇〇円	六四、四〇〇円	六一、八〇〇円	五〇、二〇〇円	五〇、五〇〇円	五一、六〇〇円	五一、一〇〇円	四九、五〇〇円	六五、九〇〇円	五八、三〇〇円	六三、一〇〇円	五五、八〇〇円	五六、五〇〇円	五〇、三〇〇円	六二、四〇〇円	五五、九〇〇円	五二、五〇〇円	

県営将監第一住宅										県営黒松第三住宅			県営黒松第一住宅			県営太白住宅			
同										同			同			同			
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	昭 和 四 十 五 年 度	昭 和 四 十 三 年 度	昭 和 四 十 二 年 度	昭 和 四 十 一 年 度	昭 和 四 十 年 度	同	昭 和 三 十 九 年 度	同	昭 和 五 十 三 年 度	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
八〇・五	七九・九	七九・六	七九・四	六三・一	五七・六	四〇・二	四〇・二	四〇・二	四〇・二	三七・一	四〇・二	四〇・二	四〇・三	四〇・三	四〇・三	四〇・三	五九・三	五七・〇	五九・三
〇・九六四七	〇・九六四七	〇・九六四七	〇・九一四七	〇・九六四七	〇・九六四七	〇・九六四七	〇・四六五〇	〇・四六五九	〇・三六四四	〇・九一四七	〇・九一九三	〇・九一九三	〇・三三三〇	〇・三三六五	〇・三三〇〇	〇・三三〇〇	〇・九〇三三	〇・九〇三三	〇・九〇三三
〇・九三三三	〇・八八六五	〇・九〇九五	〇・七七三〇	〇・七四六七	〇・六八一六	〇・四五九二	〇・四六五〇	〇・四四五九	〇・三六四四	〇・三三九六	〇・三三五二	〇・三三八七	〇・三三三〇	〇・三三六五	〇・三三〇〇	〇・三三〇〇	〇・五七九八	〇・五五七三	〇・五七〇四
一〇三、五〇〇円	八六、四〇〇円	一〇四、〇〇〇円	七〇、三〇〇円	八九、八〇〇円	八七、四〇〇円	五二、〇〇〇円	五一、七〇〇円	四三、四〇〇円	二四、三〇〇円	二三、四〇〇円	二六、一〇〇円	二四、二〇〇円	二七、八〇〇円	二六、六〇〇円	二六、四〇〇円	二五、五〇〇円	三九、七〇〇円	三八、五〇〇円	四〇、一〇〇円

県営将監第五住宅			県営将監第四住宅			県営将監第三住宅			県営将監第一住宅							県営将監第一住宅 (身体障害者向け住宅)			
同			同			同			同							同			
昭 和 五 十 八 年 度	昭 和 五 十 年 度	同	昭 和 四 十 九 年 度	同	昭 和 四 十 七 年 度	同	昭 和 四 十 九 年 度	昭 和 四 十 七 年 度	同	同	同	同	同	同	同	昭 和 四 十 六 年 度	同	同	
中層耐 火造	簡易耐 火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六〇・七	六一・四	五七・九	四四・六	四三・五	四三・五	四四・六	四四・六	四三・五	三七・一	八一・七	七九・九	六四・三	五八・二	四〇・八	四〇・八	四〇・八	四〇・八	四〇・二	四〇・二
〇・九二四七	〇・九二四七	〇・九二四七	〇・九二四七	〇・九二四七	〇・九六四七	〇・九六四七	〇・九二四七	〇・九二四七	〇・九二四七	〇・九六四七	〇・九六四七	〇・九六四七	〇・九六四七	〇・四七〇〇	〇・四六五八	〇・四三八二	〇・九二四七	〇・九二四七	〇・九六四七
〇・六四九六	〇・五七八三	〇・五三六〇	〇・四二一九	〇・三八八八	〇・四六七一	〇・四九三八	〇・四二一九	〇・三八八八	〇・三三五六	〇・九四二四	〇・九二三三	〇・七四〇九	〇・六七〇五	〇・四七〇〇	〇・四六五八	〇・四三八二	〇・三五八一	〇・三四六四	〇・四五九二
六〇、三〇〇円	四一、五〇〇円	三九、三〇〇円	三三、二〇〇円	二九、二〇〇円	四三、〇〇〇円	四一、八〇〇円	二八、一〇〇円	二八、六〇〇円	二四、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	九八、四〇〇円	七六、〇〇〇円	七四、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	四九、二〇〇円	三七、七〇〇円	二三、八〇〇円	二二、六〇〇円	五一、〇〇〇円

県営加茂第三住宅		県営七北田住宅					県営虹の丘住宅		県営加茂第一住宅							県営加茂住宅			
同		同					同		同							同			
同	平成元年度	同	同	同	昭和三十三年度	同	昭和三十一年度	同	同	昭和三十三年度	同	同	昭和三十年	同	同	昭和三十八年度	同	昭和三十七年度	昭和三十五年度
同	中層耐火造	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六八・四	六〇・一	七五・六	七四・四	六六・四	五六・九	六八・四	六〇・一	七二・二	六四・六	六〇・五	七二・二	六四・六	六〇・五	六四・六	六〇・七	六〇・五	六八・四	六〇・一	五七・〇
〇・九一二	〇・九一二	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	〇・九二〇〇	〇・九二〇〇	〇・九〇八八	〇・九〇八八	〇・九〇八八	〇・九〇八八	〇・九〇八八	〇・九〇八八	〇・九〇八八	〇・九〇八八	〇・九〇八八	〇・九〇八〇	〇・九〇八〇	〇・九〇八〇
〇・八〇〇九	〇・七〇三七	〇・九五〇八	〇・九三五八	〇・八三五一	〇・七二五六	〇・七六九四	〇・六七六〇	〇・八五二	〇・七三八四	〇・六九一五	〇・七九〇七	〇・七〇七五	〇・六六二六	〇・六八六九	〇・六四五四	〇・六四三三	〇・七二五八	〇・六二八九	〇・五七八三
五八、〇〇〇円	五、七〇〇円	七七、四〇〇円	七二、六〇〇円	六八、六〇〇円	五九、八〇〇円	七〇、八〇〇円	六二、二〇〇円	六三、六〇〇円	五七、〇〇〇円	五三、九〇〇円	六五、九〇〇円	五九、一〇〇円	五五、五〇〇円	五八、一〇〇円	五四、八〇〇円	五四、六〇〇円	五六、九〇〇円	五〇、七〇〇円	四五、六〇〇円

県営松陵住宅																	県営黒松第四住宅		
同																	同		
同	同	同	同	同	同	同	同	平成六年度	同	同	同	同	同	同	同	同	平成三年度	同	同
同	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	中層耐火造	同	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	同	同	同
八一・九	七〇・六	六七・七	五八・五	五七・七	七九・八	六六・七	五五・六	五〇・六	八一・九	七〇・六	六七・七	五八・五	五七・七	七九・八	六六・七	五五・六	五〇・六	六八・四	六〇・一
〇・九五八八	〇・九五八八	〇・九五八八	〇・九五八八	〇・九五八八	〇・九五八八	〇・九五八八	〇・九五八八	〇・九五八八	〇・九五八八	〇・九五八八	〇・九五八八	〇・九五八八	〇・九五八八	〇・九五八八	〇・九五八八	〇・九五八八	〇・九五八八	〇・九五八八	〇・九五八八
一・〇七〇三	〇・九三二六	〇・八八四七	〇・七六四五	〇・七五四〇	一・〇四二八	〇・八七二六	〇・七二六五	〇・六六二	一・〇三二九	〇・八八七〇	〇・八五〇五	〇・七三三〇	〇・七四九九	一・〇〇五	〇・八三八〇	〇・六九八五	〇・六三三七	〇・八二二	〇・七二六
一〇七、八〇〇円	九三、〇〇〇円	八九、四〇〇円	七六、五〇〇円	七六、二〇〇円	一〇一、九〇〇円	八一、四〇〇円	六六、三〇〇円	六二、八〇〇円	七八、四〇〇円	六七、六〇〇円	六四、八〇〇円	五五、九〇〇円	五四、七〇〇円	七五、三〇〇円	六二、六〇〇円	五二、〇〇〇円	四七、六〇〇円	五九、八〇〇円	五三、八〇〇円

県営石巻蛇田住宅

石巻市

同	同	同	同	同	同	同	平成六年度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成五年度
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中層耐 火造
六五・九	六五・五	六三・八	六三・六	六三・一	六二・九	五二・六	五〇・四	七九・四	七四・八	六六・七	六六・一	六五・九	六五・五	六三・八	六三・六	六三・一	六二・九	五二・六	五〇・四
〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七
〇・六七三四	〇・六六九三	〇・六五二〇	〇・六四九九	〇・六四四八	〇・六四二七	〇・五三七五	〇・五一五〇	〇・八二一〇	〇・七五四五	〇・六七七八	〇・六六六八	〇・六六四八	〇・六六〇七	〇・六四三六	〇・六四二五	〇・六三六五	〇・六三四五	〇・五三〇六	〇・五〇八四
七七、二〇〇円	七七、七〇〇円	七四、三〇〇円	七三、三〇〇円	七四、一〇〇円	七四、七〇〇円	六、九〇〇円	五九、六〇〇円	八五、三〇〇円	七九、六〇〇円	七三、七〇〇円	七一、一〇〇円	七一、六〇〇円	七二、一〇〇円	六九、〇〇〇円	六八、〇〇〇円	六八、七〇〇円	六九、二〇〇円	五七、四〇〇円	五五、三〇〇円

県営河南鹿又住宅	県営石巻吉野住宅 (身体障害者向け 住宅)	県営石巻吉野住宅						県営石巻鹿妻住宅						県営石巻水押住宅					
同	同	同						同						同					
昭和五十八 年度	同	同	同	同	同	昭和五十九 年度	同	同	同	昭和五十三 年度	同	昭和五十二 年度	昭和五十一 年度	同	昭和五十年 度	同	同	同	同
中層耐 火造	同	同	同	同	同	高層耐 火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六〇・五	六三・二	七七・二	七四・九	六三・二	六二・二	四九・五	六六・七	五九・三	五五・九	四五・〇	五五・九	五五・九	五五・九	五一・二	四四・六	七九・四	七四・八	六六・七	六六・一
〇・九三五一	〇・九三〇四	〇・九三〇四	〇・九三〇四	〇・九三〇四	〇・九三〇四	〇・九三〇四	〇・九四一七	〇・九四一七	〇・九四一七	〇・九四一七	〇・九四一七	〇・九四二二	〇・九四二二	〇・九四七七	〇・九四七七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七
〇・四九二二	〇・五三三七	〇・六三九七	〇・六二〇七	〇・五三三七	〇・五二五四	〇・四二〇二	〇・五〇九九	〇・四五三三	〇・四二七三	〇・三四四〇	〇・四二〇四	〇・四二〇二	〇・四二三三	〇・三七四七	〇・三二六四	〇・八二二四	〇・七六四四	〇・六八一六	〇・六七五五
四六、九〇〇円	四九、五〇〇円	六三、六〇〇円	六一、〇〇〇円	五一、二〇〇円	五一、〇〇〇円	四一、〇〇〇円	三八、五〇〇円	三四、三〇〇円	三三、五〇〇円	二六、七〇〇円	三三、五〇〇円	三三、五〇〇円	三三、七〇〇円	三三、六〇〇円	二八、七〇〇円	九一、九〇〇円	八五、八〇〇円	七九、四〇〇円	七六、六〇〇円

		宅 県営石巻渡波住宅 (老人世帯向け住		宅 県営石巻渡波住宅		宅 県営石巻西境谷地		宅 県営石巻黄金浜住		宅 県営石巻門脇住宅		宅 県営桃生中津山住							
		同		同		同		同		同		同							
平成元年度	同	同	昭 和五十一 年度	同	昭 和五十年	同	同	同	平 成九年度	同	同	平 成四年度	同	平 成一年度	同	昭 和六十三 年度	平 成二年度	昭 和六十三 年度	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	火 造 中 層 耐	同	木 造	同	同
五一・〇	五七・九	五一・二	三三・七	五七・九	五一・二	六五・三	五五・八	七七・八	六五・三	七二・八	六六・八	四八・三	六八・四	六〇・一	六〇・一	六六・四	六六・四	六四・六	六四・六
〇・九三〇八	〇・九〇八	〇・九〇八	〇・九〇八	〇・九〇八	〇・九〇八	〇・九三〇	〇・九三〇	〇・九三〇	〇・九三〇	〇・九八七	〇・九八七	〇・九八七	〇・九四五〇	〇・九四五〇	〇・九五五八	〇・九六三四	〇・九六三四	〇・九五二	〇・九五二
〇・四五四〇	〇・四一八七	〇・三七〇二	〇・二三六四	〇・四一七	〇・三六四〇	〇・六四六一	〇・五五二	〇・七六九八	〇・六四六一	〇・七一〇	〇・六五四	〇・四七二七	〇・六二六七	〇・五五〇七	〇・六二六七	〇・五五五一	〇・五九〇	〇・五四五	〇・五四五
三三、二〇〇円	三〇、九〇〇円	二八、六〇〇円	二九、〇〇〇円	二八、一〇〇円	二五、七〇〇円	八五、七〇〇円	七三、四〇〇円	一〇、九〇〇円	八五、七〇〇円	四五、八〇〇円	四五、六〇〇円	三、七〇〇円	四〇、二〇〇円	三五、九〇〇円	五三、四〇〇円	四七、〇〇〇円	四四、一〇〇円	四三、五〇〇円	四九、七〇〇円

宅 県営気仙沼鹿折住		宅 県営塩釜舟入住宅						宅 県営塩釜天満崎住		宅 県営塩釜北浜住宅		宅 県営塩釜庚塚住宅		宅 県営塩釜清水沢住						
気仙沼市		同						同		同		同		塩竈市						
同	昭 和五十一 年度	同	同	同	同	同	昭 和六十二 年度	同	昭 和五十六 年度	昭 和五十五 年度	同	昭 和五十四 年度	同	同	同	平 成四年度	同	同	同	
同	火 造 中 層 耐	同	同	同	同	同	火 造 高 層 耐	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五二・五	五一・二	七九・九	七九・二	六九・〇	六八・七	六八・四	五七・〇	六一・八	五九・三	六三・一	五九・三	五七・〇	七七・七	六四・六	六四・〇	五一・〇	七七・七	六四・六	六四・〇	六四・〇
〇・九三九	〇・九三九	〇・九〇八	〇・九〇八	〇・九〇八	〇・九〇八	〇・九〇八	〇・九〇八	〇・九二六五	〇・九二六五	〇・九三〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九三〇八	〇・九三〇八	〇・九三〇八	〇・九三〇八	〇・九三〇八	〇・九三〇八	〇・九三〇八	〇・九三〇八
〇・三五七	〇・三四三〇	〇・六七五〇	〇・六六一	〇・五八二	〇・五八〇四	〇・五七七九	〇・四八二五	〇・四八七四	〇・四六七七	〇・四九三	〇・四六四七	〇・四六六七	〇・七二〇二	〇・五九八八	〇・五九三三	〇・四七七	〇・六九一七	〇・五七五一	〇・五六九八	〇・五六九八
二八、九〇〇円	二七、六〇〇円	六〇、一〇〇円	五九、四〇〇円	五、九〇〇円	五、七〇〇円	五、五〇〇円	四、九〇〇円	三五、六〇〇円	三三、四〇〇円	三三、一〇〇円	三三、九〇〇円	三三、八〇〇円	六七、一〇〇円	五五、八〇〇円	五五、三〇〇円	四四、一〇〇円	四八、九〇〇円	四〇、七〇〇円	四〇、三〇〇円	四〇、三〇〇円

		県営名取名取が丘 四丁目住宅					県営名取飯野坂住 宅					県営名取田高住宅			県営白石寿山住宅		県営本吉大沢住宅		
		同					同					名取市			白石市		同		
同	平成五年度	同	同	同	平成七年度	同	同	同	同	同	平成四年度	同	同	昭 和 五 十 一 年 度	同	昭 和 四 十 九 年 度	同	平成元年度	昭 和 五 十 三 年 度
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	火 造 中 層 耐 火 造	同	木造	同
五八・一	五五・一	七八・六	七〇・四	六五・七	五五・〇	七九・九	七三・〇	七二・八	六六・八	六三・五	四八・三	五五・九	五二・五	五一・二	四六・五	四六・五	六八・八	六六・四	五二・五
〇・九五六五	〇・九五六五	〇・九五八一	〇・九五八一	〇・九五八一	〇・九五八一	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・四五五五	〇・九二六九	〇・九二六九	〇・九二六九	〇・九一六五	〇・九一六五	〇・九一四八	〇・九一四八	〇・九一三九
〇・五九八一	〇・五六七二	〇・八三七七	〇・七四四九	〇・六九五二	〇・五八一九	〇・八一〇〇	〇・七四〇九	〇・七三九〇	〇・六七八〇	〇・六四四五	〇・四九〇二	〇・四三三二	〇・四〇七六	〇・三九七六	〇・三〇一九	〇・三〇一九	〇・四九七八	〇・四八〇四	〇・三六三五
五八、九〇〇円	五六、三〇〇円	九七、五〇〇円	八九、〇〇〇円	八三、二〇〇円	七一、〇〇〇円	六〇、六〇〇円	五三、四〇〇円	五三、四〇〇円	五三、一〇〇円	四八、二〇〇円	三六、七〇〇円	三三、一〇〇円	三〇、八〇〇円	三〇、二〇〇円	二四、三〇〇円	一八、八〇〇円	四七、二〇〇円	四五、九〇〇円	二八、七〇〇円

		県営多賀城八幡住 宅					県営角田横倉住宅			県営名取増田住宅					県営名取手倉田第 二住宅		県営名取谷津山住 宅				
		多賀城市					角田市			同					同		同				
同	昭 和 六 十 年 度	昭 和 四 十 一 年 度	昭 和 三 十 五 年 度	昭 和 三 十 四 年 度	昭 和 三 十 三 年 度	同	平 成 五 年 度	同	同	平 成 三 年 度	昭 和 六 十 一 年 度	昭 和 六 十 年 度	昭 和 五 十 六 年 度	同	同	同	同	同	同	同	
同	火 造 高 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
六一・〇	五三・六	四〇・三	三六・四	三六・四	三六・四	七四・四	六四・四	七九・九	六七・二	五六・一	六〇・七	六〇・七	六一・八	七九・六	七四・九	六八・四	六七・五	六五・五	六五・一		
〇・九一三八	〇・九一三八	〇・九一三八	〇・九一三八	〇・九一三八	〇・九一三八	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九九三六	〇・九九三六	〇・九九三六	〇・九四三六	〇・九四三六	〇・九四三一	〇・九五六五	〇・九五六五	〇・九五六五	〇・九五六五	〇・九五六五	〇・九五六五		
〇・五八〇三	〇・五〇一七	〇・二七一九	〇・二六六七	〇・二二一八	〇・二〇六八	〇・六六五七	〇・五七六二	〇・八三三二	〇・六九九九	〇・五八四三	〇・五六〇二	〇・五五三二	〇・五二九二	〇・八一九五	〇・七七一	〇・七〇四二	〇・六九九九	〇・六七四三	〇・六七〇二		
五〇、九〇〇円	四四、〇〇〇円	一六、二〇〇円	一一、七〇〇円	一〇、九〇〇円	一〇、〇〇〇円	八三、三〇〇円	七三、五〇〇円	五三、七〇〇円	四四、三〇〇円	三七、四〇〇円	四四、四〇〇円	四三、四〇〇円	四〇、六〇〇円	八〇、二〇〇円	七六、一〇〇円	六九、一〇〇円	六九、三〇〇円	六六、七〇〇円	六七、五〇〇円		

県営岩沼亀塚住宅				同				同				同		同		同		同	
同	同	同	昭 和五 十年	同	同	昭 和四 十九	昭 和四 十七	同	同	昭 和五 十三	昭 和五 十二	同	平 成三 年度	同	同	昭 和六 十一	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	火 造	中 層 耐	同	同
五 一・ 二	四 六・ 五	四 六・ 五	四 六・ 五	五 七・ 九	四 六・ 五	四 四・ 六	四 三・ 五	六 六・ 七	五 五・ 九	四 五・ 〇	五 七・ 〇	四 六・ 五	六 八・ 〇	五 五・ 〇	七 八・ 三	六 八・ 二	五 五・ 三	六 八・ 九	六 八・ 九
〇・ 九四 〇五	〇・ 九九 〇五	〇・ 九四 〇五	〇・ 九四 〇五	〇・ 九四 二二	〇・ 九四 二二	〇・ 九四 二二	〇・ 九五 〇〇	〇・ 九三 四四	〇・ 九三 四四	〇・ 九三 四四	〇・ 九三 四四	〇・ 九〇 〇〇	〇・ 九五 二四	〇・ 九五 二四	〇・ 九一 三八	〇・ 九一 三八	〇・ 九一 三八	〇・ 九一 三八	〇・ 九一 三八
〇・ 三七 七八	〇・ 三八 七二	〇・ 三七 七七	〇・ 三七 七七	〇・ 四一 三七	〇・ 三三 三三	〇・ 三三 八六	〇・ 三二 〇八	〇・ 五六 六六	〇・ 四七 四九	〇・ 三八 三三	〇・ 四七 六四	〇・ 三六 六二	〇・ 七〇 五五	〇・ 五八 八八	〇・ 七四 三六	〇・ 六四 七七	〇・ 五五 五一	〇・ 六四 四九	〇・ 六四 四九
二 六、 五〇 〇円	四 一、 〇〇 〇円	二 八、 六〇 〇円	二 六、 〇〇 〇円	二 六、 〇〇 〇円	二 〇、 九〇 〇円	二 〇、 〇〇 〇円	二 〇、 五〇 〇円	四 一、 二〇 〇円	三 四、 八〇 〇円	二 八、 四〇 〇円	三 五、 四〇 〇円	二 七、 九〇 〇円	四 八、 七〇 〇円	三 九、 六〇 〇円	六 五、 七〇 〇円	五 七、 五〇 〇円	四 六、 九〇 〇円	五 六、 一〇 〇円	五 五、 四〇 〇円

県営迫萩洗住宅				県営登米前舟橋住宅		県営岩沼干貫住宅				県営岩沼相の原住 宅(身体障害者向け 住宅)		県営岩沼相の原住 宅							
同				登米市		同				同		同							
同	平 成七 年度	同	同	同	平 成四 年度	平 成三 年度	同	昭 和六 十一	同	昭 和五 十五	同	昭 和五 十一	昭 和五 十六	同	同	同	同	同	昭 和五 十一
同	同	同	同	同	火 造	木 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六 九・ 〇	六 六・ 〇	七 八・ 三	六 五・ 二	六 四・ 七	五 一・ 六	六 八・ 七	六 八・ 四	六 〇・ 一	六 七・ 五	五 九・ 二	五 七・ 九	五 七・ 九	六 一・ 八	五 七・ 九	五 七・ 九	五 七・ 九	五 一・ 三	五 一・ 三	五 一・ 三
一・ 〇〇 〇〇	一・ 〇〇 〇〇	一・ 〇〇 〇〇	一・ 〇〇 〇〇	一・ 〇〇 〇〇	一・ 〇〇 〇〇	〇・ 九九 六一	〇・ 九二 六〇	〇・ 九二 六〇	〇・ 九二 六〇	〇・ 九二 六〇	〇・ 九四 〇五	〇・ 九四 〇五	〇・ 九三 八七	〇・ 九三 八七	〇・ 九四 〇五	〇・ 九四 〇五	〇・ 九四 〇五	〇・ 九四 〇五	〇・ 九四 〇五
〇・ 六六 六八	〇・ 六三 七七	〇・ 七二 七八	〇・ 六〇 六〇	〇・ 六〇 一四	〇・ 四七 九六	〇・ 五六 七三	〇・ 五八 〇八	〇・ 五二 〇三	〇・ 五三 三八	〇・ 四五 九四	〇・ 四二 七七	〇・ 四二 七七	〇・ 四九 三八	〇・ 四八 四〇	〇・ 四二 七七	〇・ 四二 七七	〇・ 四九 七七	〇・ 三七 八九	〇・ 三七 八九
七 九、 九〇 〇円	七 七、 二〇 〇円	四 六、 六〇 〇円	三 八、 七〇 〇円	三 八、 七〇 〇円	三 〇、 八〇 〇円	五 四、 七〇 〇円	四 五、 一〇 〇円	三 九、 四〇 〇円	四 〇、 〇〇 〇円	三 五、 一〇 〇円	三 三、 七〇 〇円	三 三、 一〇 〇円	四 一、 七〇 〇円	四 六、 五〇 〇円	三 三、 七〇 〇円	三 三、 一〇 〇円	四 一、 五〇 〇円	二 九、 七〇 〇円	二 九、 二〇 〇円

県営鳴瀬小野住宅		県営矢本下浦住宅							県営若柳新堤下住宅	県営築館久伝住宅			県営鷺沢柳沢住宅		県営若柳川南第二住宅	県営築館秋沢住宅	県営若柳川南住宅		
同		東松島市							同	同			同		同	栗原市			
昭和三十二年	昭和三十一年	同	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	同	同	平成四年度	平成三年度	平成二年度	同	平成元年度	昭和三十六年度	同	同	平成七年度
同	木造	同	同	同	同	同	火造	木造	同	同	火造	同	同	同	木造	同	同	同	同
六七・五	六七・五	五九・三	五七・〇	五七・〇	五五・九	五一・二	四六・五	七七・六	六八・〇	六五・三	五六・九	七一・六	七一・六	六八・四	六七・二	六一・八	七九・四	六七・四	五六・〇
〇・九二三	〇・九二三	〇・九三三	〇・九三三	〇・九三三	〇・九三三	〇・九三三	〇・九三三	〇・九七六	〇・九六三	〇・九六三	〇・九六三	〇・九五四〇	〇・九五四〇	〇・九二三	〇・九二三	〇・九一五	〇・九八六	〇・九八六	〇・九八六
〇・四六一	〇・四五六三	〇・四二六	〇・四〇五一	〇・三九八六	〇・三八四五	〇・三四六二	〇・三三四	〇・六四八	〇・六二六	〇・五八三	〇・五二六	〇・五六六三	〇・五五三三	〇・四九八四	〇・四八九六	〇・四五二四	〇・七五七二	〇・六四八	〇・五三四〇
四九〇〇〇円	四八一〇〇円	三七〇〇〇円	三五八〇〇円	三三二〇〇円	三三〇〇〇円	二九三〇〇円	二七二〇〇円	九八九〇〇円	四二五〇〇円	四〇九〇〇円	三五五〇〇円	四六三〇〇円	四四七〇〇円	四七〇〇〇円	四六二〇〇円	三六二〇〇円	九四〇〇〇円	八二一〇〇円	七一、九〇〇円

県営古川李塚住宅				県営三本木西浦住宅				県営古川福浦住宅				県営鹿島台福芦住宅			県営鳴瀬中央第一住宅		県営矢本赤井住宅		県営鳴瀬中央住宅
同				同				同				大崎市			同		同		同
平成十四年	同	平成十年度	同	同	同	平成四年度	平成元年度	同	同	昭和三十二年	昭和三十二年	同	昭和三十二年	平成八年度	同	平成三年度	同	平成二年度	昭和三十二年
火造	高層耐	火造	中層耐	同	同	火造	高層耐	同	同	木造	同	同	火造	中層耐	同	同	同	同	同
六三・二	七八・九	六七・一	七七・三	六八・八	六八・七	六〇・三	六七・五	六九・二	六八・八	六八・〇	五五・九	五七・九	五一・二	七九・四	七三・三	七二・九	七三・三	七二・九	六七・五
〇・九七九五	〇・九七九五	〇・九七九五	〇・九七九五	〇・九七九五	〇・九七九五	〇・九七九五	〇・九四四	〇・九三三	〇・九三三	〇・九三三	〇・九二六	〇・九二六	〇・九二六	〇・九六七四	〇・九八三	〇・九八三	〇・九八三	〇・九八三	〇・九二七四
〇・六四〇六	〇・七七五三	〇・六五九三	〇・七〇三八	〇・六二六四	〇・六三五	〇・五四九〇	〇・四九三	〇・四九二	〇・四九二	〇・四八五六	〇・三七七七	〇・三八四六	〇・三四〇一	〇・七二〇〇	〇・五九七四	〇・五九四二	〇・五八三七	〇・五八〇五	〇・四八三二
八一、九〇〇円	一〇四、六〇〇円	九三、〇〇〇円	四七、三〇〇円	四四、三〇〇円	四四、三〇〇円	三六、九〇〇円	四三、二〇〇円	四七、八〇〇円	四七、八〇〇円	四七、七〇〇円	二九、二〇〇円	三〇、三〇〇円	二八、四〇〇円	一〇〇、七〇〇円	三九、五〇〇円	三九、五〇〇円	三八、四〇〇円	三八、四〇〇円	四八、五〇〇円

		県宮村田石生住宅		県宮大河原結ヶ丘住宅				県宮大河原上谷住宅		県宮蔵王井戸井住宅				県宮松山金谷住宅		県宮古川李埜住宅(老人世帯向け住宅)			
		田柴田郡村		同				河柴田郡大		王刈田郡蔵				同		同			
昭五十六年度	昭五十五年度	昭六十年	昭五十八年度	同	同	同	平成六年度	昭五十年	同	平成六年度	同	同	平成四年度	同	平成四年度	平成十四年	平成十年	同	同
同	中層耐火造	同	同	同	同	同	木造	同	同	同	同	同	中層耐火造	同	木造	高層耐火造	中層耐火造	同	同
六一・八	五九・三	六六・二	六六・二	七九・九	七九・五	七五・一	七四・七	五一・二	六九・〇	六六・〇	六八・〇	六五・三	五六・九	七八・二	七七・八	六五・一	五四・六	七五・一	六五・一
〇・九八八	〇・九八八	〇・九〇〇	〇・九〇〇	〇・九五七	〇・九五七	〇・九五七	〇・九五七	〇・九〇〇	〇・九七三	〇・九七三	〇・九七三	〇・九七三	〇・九七三	〇・九六四	〇・九六四	〇・九七五	〇・九七五	〇・九七五	〇・九七五
〇・四五五	〇・四三三	〇・四五八	〇・四三三	〇・六七八	〇・六七四	〇・六三三	〇・六三三	〇・三三二	〇・六四三	〇・六一五	〇・六一七	〇・五九三	〇・五一八	〇・六四九	〇・六三九	〇・六五八	〇・五六五	〇・七六二	〇・六五八
四二、六〇〇円	三四、六〇〇円	四七、九〇〇円	四四、七〇〇円	二八、一〇〇円	二七、四〇〇円	二〇、五〇〇円	二九、八〇〇円	二九、一〇〇円	七五、五〇〇円	七三、〇〇〇円	四五、七〇〇円	四三、九〇〇円	三八、三〇〇円	九六、八〇〇円	九六、三〇〇円	八四、六〇〇円	八〇、八〇〇円	九三、四〇〇円	八四、六〇〇円

県宮丸森神明住宅		県宮柴田槻木住宅(老人世帯向け住宅)				県宮柴田槻木住宅(身体障害者向け住宅)				県宮柴田槻木住宅				県宮柴田東船岡住宅		県宮柴田船迫住宅			
伊具郡丸森町		同				同				同				同		田柴田郡柴			
平成元年度	昭六十三年度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成九年度	同	同	同	同	平成四年度	同	昭六十三年度
同	木造	同	高層耐火造	中層耐火造	同	高層耐火造	中層耐火造	同	同	同	同	高層耐火造	中層耐火造	同	木造	同	同	同	同
六九・六	六九・六	五八・九	五〇・五	五〇・五	六八・八	五〇・五	五〇・五	七八・九	六八・八	六八・八	五八・九	六八・八	七六・六	七四・七	七二・八	六六・八	四八・三	六四・六	六〇・五
〇・九八八	〇・九八八	〇・九八六	〇・九八六	〇・九八六	〇・九八六	〇・九八六	〇・九八六	〇・九八六	〇・九八六	〇・九八六	〇・九八六	〇・九八六	〇・九五〇	〇・九五〇	〇・九七六	〇・九七六	〇・九七六	〇・九七八	〇・九七八
〇・五四三	〇・五二七	〇・五七四	〇・四九三	〇・四九三	〇・六七三	〇・四九三	〇・四九三	〇・七七九	〇・六七三	〇・六七三	〇・五七四	〇・六七三	〇・六一七	〇・六一八	〇・六六九	〇・六〇八	〇・四三九	〇・五二八	〇・四九二
四六、四〇〇円	四五、七〇〇円	八三、七〇〇円	七一、二〇〇円	七一、五〇〇円	九七、五〇〇円	七一、二〇〇円	七一、五〇〇円	一一、七〇〇円	九七、五〇〇円	九七、一〇〇円	八三、三〇〇円	九七、五〇〇円	九七、一〇〇円	九四、七〇〇円	四九、四〇〇円	四九、一〇〇円	三四、一〇〇円	四一、五〇〇円	四〇、一〇〇円

様式第二十一号、様式第二十五号、様式第二十五号の二及び様式第二十六号を次のように改める。

様式第21号

第 号

教育職員免許状授与（交付）証明書

本籍地
氏名
生年月日

上記の者に下記の免許状を授与（交付）したことを証明する。

年 月 日

宮城県教育委員会
教育長

印

記

免許状種類	
教科，事項又は領域	
免許状番号	
授与年月日	
授与権者	
追加した領域及び追加年月日	領域名
	追加年月日
根拠規定	
有効期間の満了日（終了確認期限）	
備考	

様式第25号

契印	氏 名	免許状番号	根 拠 規 定	追 加 領 域	有効期間の更新年月日（更新講習修了確認年月日） 有効期間の更新番号（更新講習修了確認番号） 有効期間の延長年月日（改正法附則第2条第3項に規定する確認年月日） 有効期間の延長番号（改正法附則第2条第3項に規定する確認番号） 改正法附則第2条第4項に規定する修了確認期限の延期年月日 改正法附則第2条第4項に規定する修了確認期限の延期番号 改正法附則第2条第5項括弧書に規定する認定年月日 改正法附則第2条第5項括弧書に規定する認定番号
	生年月日 本籍地 授与年月日	教科・領域	授与条件等 所要資格を得た年度 有効期間満了年月日 （修了確認期限）	領域追加年月日	

様式第25号の2

（ ） 教諭特別免許状

本籍地
氏名
年 月 日生

（記）

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより（左記の教科）事項（ ）について
（ ） 教諭特別免許状を授与する。

年 月 日
宮城県教育委員会 印

番号
授与条件

有効期間の満了の日
年 月 日

様式第26号

() () 助教諭臨時免許状

本籍地
氏名
年 月 日生

(記)

年 月 日
宮城県教育委員会 印

番号
授与条件

この免許状は、教育職員免許法第九条第三項の規定により授与した日から三力年宮城県においてのみ効力を有する。

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより(左記の教科について)()助教諭臨時免許状を授与する。

附 則

この規則は、平成二十四年三月一日から施行する。

○宮城県教育委員会告示第十号

社会教育主事の資格の認定に関する規則(昭和三十四年宮城県教育委員会規則第三号)第四条第一項の規定により、社会教育主事資格認定証書を次のとおり交付した。

平成二十四年二月二十四日

宮城県教育委員会

教育長 小林 伸一

認定番号	氏名	認定年月日	交付年月日
三三〇	菅原 浩子	平成二十四年二月十六日	平成二十四年二月十六日
三三一	須藤 恵子	平成二十四年二月十六日	平成二十四年二月十六日
三三二	須藤 恵子	平成二十四年二月十六日	平成二十四年二月十六日
三三三	島山 千春	平成二十四年二月十六日	平成二十四年二月十六日

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会公示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第四項の規定により公聴会を開催する。

平成二十四年二月二十四日

宮城海区漁業調整委員会

会長 島山 喜勝

一 公聴会の開催日時及び開催場所並びに関係者の範囲

開催日時	開催場所	関係者の範囲
平成二十四年三月九日 午後二時から 午後三時まで	気仙沼市赤岩杉ノ沢四十七番六 宮城県気仙沼合同庁舎会議室三	宮城県漁業協同組合 利害関係者

二 公聴会において意見を聴こつとする案件

漁業法第十一条第四項の規定による定置漁業権の免許の内容たるべき事項等の事前決定について

○宮城海区漁業調整委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、宮城県地先海面における総トン数五トン以上の動力漁船を使用するかじき等流し網漁業（まぐろ、かじき、かつお、さめ等の採捕を目的とする流し網漁業をいう。以下同じ。）の操業について、次のとおり制限する。

平成二十四年二月二十四日

宮城海区漁業調整委員会

会 長 畠 山 喜 勝

一 制限期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

二 操業の承認

かじき等流し網漁業の操業をしようとする者は、使用漁船ごとに、別記平成二十四年度かじき等流し網漁業操業承認事務取扱要領（以下「要領」という。）で定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

三 操業の承認の対象

次の1又は2のいずれかに該当する者。ただし、委員会が漁業調整のため必要があると認められた場合には承認の対象としないことがある。

1 前年度において承認を受けてかじき等流し網漁業を営み、かつ、宮城県内の港に漁獲物を陸揚げした実績を有する者

2 その他委員会が認めた者

四 漁獲物の陸揚制限

かじき等流し網漁業を操業する者は、原則として、本県の漁港に漁獲物を水揚げしなければならない。

五 操業の承認の条件及び制限

操業の承認には、次の条件を付する。

1 操業の承認を受けた者は、操業に際し、承認証を当該漁船に備え付けること。

2 操業の承認を受けた漁船には、操業期間中別記様式第一号の標識を船橋の両側に表示すること。

3 禁止区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と、海岸線とによって囲まれた区域のうち、宮城県の地先海面においては、かじき等流し網漁業を操業してはならない。

ア 岩手県大船渡市首崎突端

イ 岩手県大船渡市首崎突端正東十海里の点

ウ 宮城県気仙沼市御崎突端正東十海里の点

エ 宮城県本吉郡南三陸町歌津崎突端正東十海里の点

オ 宮城県石巻市金華山頂上正東十海里の点

カ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東二十五海里の点

キ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点

4 漁具の制限

(一) 宮城県地先海面で使用する漁具の総延長は十二メートル以内であり、かつ、網目は十五センチメートルを超えるものでなければならない。

(二) 二枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならない。

5 漁具の標識

敷設した流し網の次に掲げる浮標は、水面上二メートル以上の高さに掲げなければならない。

(一) 両端部の浮標

昼間にあつては別記様式第二号による標識及びレダー反射板（金属性のものに限る。以下

同じ。）、夜間にあつては白色の灯火及びレダー反射板

(二) 中間部のおおむね三キロメートルごとの浮標

昼間にあつては別記様式第二号による標識、夜間にあつては白色の灯火

(三) (一)及び(二)の灯火は夜間において視界が良好な場合に、少なくとも二海里離れた所から視認されるものでなければならない。

6 塗装しない船舶の使用禁止

かじき等流し網漁業に使用する船舶は、船橋の周囲を三十センチメートルの幅で帯状に黒色で塗装しなければならない。

7 1 から6までの条件及び制限のほか、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）を遵守しなければならない。

8 漁獲成績報告書の提出の義務

操業の承認を受けた者は、操業終了後一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

六 承認の取消し

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

平成二十四年度かじき等流し網漁業操業承認事務取扱要領

（操業の承認申請）

第一 操業の承認申請をしようとする者は、かじき等流し網漁業操業承認申請書（様式第一号）をそ

の住所地を管轄する地方振興事務所を經由し、宮城海区漁業調整委員会（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

なお、県内に住所を有しない者が操業承認申請する場合は、その所在地を管轄する都道府県知事の副申請書を添えなければならない。

2 操業承認申請書の受理期間は、かじき等流し網漁業の制限に関する委員会指示（以下「委員会指示」という。）の日から平成二十四年三月十四日までとする。

3 操業承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (一) 操業承認申請一覧表（様式第二号）
- (二) 委員会指示三の1に該当する者は水揚げ切書写、漁獲物陸揚証明書（様式第三号）、その他の者は申請理由書
- (三) 印鑑証明書
- (四) 漁船原簿謄本
- (五) 年間事業計画書（様式第四号）
- (六) 共同申請の場合は、代表者選定届及び申請理由書
- (七) 用船の場合は、船舶使用承諾書及び申請理由書
- (八) 代船の場合は、旧船の廃業届又は抹消漁船原簿謄本
- (九) (一)～(八)までに掲げる書類のほか、委員会が必要と認める書類（承認証の交付）

第二 委員会は、操業の承認をしたときは、次の表の下欄に掲げる漁港で、当該承認に係る漁船（漁ろう装置、漁網を含む。）を確認の上、操業承認証（様式第五号。以下「承認証」という。）を申請者又は操業責任者に交付する。

2 承認証の交付を受けようとする者は、あらかじめ当該承認証の交付を希望する漁港の所在地を管轄する地方振興事務所水産漁港部に連絡の上、承認証交付申請書（様式第六号）を提出し、その指示を受けなければならない。

宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部	塩釜市新浜町一丁目九、一 電話 〇二二・三六五・〇一九一	塩釜港
宮城県東部地方振興事務所水産漁港部	石巻市東中里一丁目四、三十二 電話 〇二二・五九五・一四二一	石巻港
宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部	気仙沼市赤岩杉ノ沢四七、六二二 電話 〇二二・二四・二二二一	気仙沼港

（承認証の書換え交付）

第三 操業の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、操業承認証書換交付申請書（様式第七号）を委員会に提出し、書換え交付を受けなければならない。

2 前号の場合には、第一の3の(九)の規定を準用する。

（承認証の再交付）

第四 操業の承認を受けた者は、承認証を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく、操業承認証再交付申請書（様式第八号）を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

（漁獲成績報告書の様式）

第五 委員会指示五の8に定める漁獲成績報告書は、様式第九号によるものとする。

要領様式第1号

かじき等流し網漁業操業承認申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員長 殿

住 所

氏 名

住 所

氏 名

㊦

㊦

かじき等流し網漁業の操業の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 操業期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 操業区域 宮城県地先海面
- 3 使用船舶
 - (1) 船 名 丸
 - (2) 漁船登録番号 トン
 - (3) 総 トン 数 PS又はキロワット
 - (4) 機関の種類及び馬力数
- 4 承認証交付希望港

(A 4 縦)

要領様式第3号

かじき等流し網漁業漁獲物陸揚証明書

宮城県

魚市場 ㊦

年 月 日

下記のとおり当市場に陸揚げしたことを証明する。

記

- 1 船 名 丸
- 2 漁船登録番号
- 3 総 ト ン 数 トン
- 4 機関の種類及び馬力数 P S又はキロワット
- 5 所有者の住所及び氏名
- 6 陸揚実績表

項 目	魚 種 別 漁 獲 高				合 計
	まぐろ	かじき	かつお	その他	
月 日	kg	kg	kg	kg	kg
月 日	円	円	円	円	円
月 日	kg	kg	kg	kg	kg
月 日	円	円	円	円	円
月 日	kg	kg	kg	kg	kg
月 日	円	円	円	円	円
月 日	kg	kg	kg	kg	kg
月 日	円	円	円	円	円

(A 4 縦)

要領様式第4号

年 間 事 業 計 画 書

船 名 丸

氏 名

漁業種類	漁業	漁業	漁業	合 計
区分				
漁獲物の種類				
漁獲物の期間				
操業日数				
航海日数				
漁獲予想数量				
漁獲予想金額				
乗組員数				
人件費				
燃料費				
所要経費				
合計				

(A 4 縦)

要領様式第5号

(表)

	宮かじき第 号
かじき等流し網漁業操業承認証	住所 氏名

1 操業期間 2 操業区域 3 使用船舶 (1) 船名 (2) 漁船登録番号 (3) 総トン数 (4) 機関の種類及び馬力数 4 条件及び制限(裏面記載のとおり)	年 月 日から 年 月 日まで 宮城県地先海面 丸 トン PS又はキロワット ジーゼル 年 月 日 宮城県漁業調整委員会 会長 印
--	---

要領様式第5号

(裏)

条件及び制限

- 1 操業の承認を受けた者は、操業に際し、承認証を当該漁船に備え付けること。
- 2 操業の承認を受けた漁船には、操業期間中別記様式第1号の標識を船橋の両側に表示すること。
- 3 禁止区域
次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と、海岸線とによって囲まれた区域のうち、宮城県の地先海面においては、かじき等流し網漁業を操業してはならない。
 ア 岩手県大船渡市首崎突端
 イ 岩手県大船渡市首崎突端正東10海里の点
 ウ 宮城県気仙沼市御崎突端正東10海里の点
 エ 宮城県本吉郡南三陸町歌津崎突端正東10海里の点
 オ 宮城県石巻市金華山頂上正東10海里の点
 カ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東25海里の点
 キ 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点
- 4 漁具の制限
 (1) 宮城県地先海面で使用する漁具の総延長は12キロメートル以内であり、かつ、網目は15センチメートルを超えるものでなければならぬ。
 (2) 2枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならない。
- 5 漁具の標識
 (1) 両端部の浮標
 敷設した流し網の次に掲げる浮標は、水面上2メートル以上の高さに掲げなければならない。
 (イ) 両端部において別記様式第2号による標識及びレーザー反射板(金属性のものに限る。以下同じ。)、夜間においては白色の灯火及びレーザー反射板
 (ロ) 中間部のおおむね3キロメートルごとの浮標
 昼間においては別記様式第2号による標識、夜間においては白色の灯火
 (ハ) (イ)及び(ロ)の灯火は夜間において視界が良好な場合に、少なくとも2海里離れた所から視認されるものでなければならない。
 (2) 塗装しない船舶の使用禁止
 かじき等流し網漁業に使用する船舶は、船橋の周囲を30センチメートルの幅で帯状に黒色で塗装しなければならない。
- 7 1から6までの条件及び制限のほか、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成6年農林水産省令第54号)を遵守しなければならない。
- 8 漁獲成績報告書の提出の義務
 操業の承認を受けた者は、操業終了後1か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。
- 9 承認の取消し
 この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

(A4縦)

要領様式第 6 号

承認証交付申請書

年 月 日

地方振興事務所長 殿
(水産漁港部扱い)

船主又は操業責任者

住 所
氏 名

㊦

年 月 日付け宮漁委第 号でかじき等流し網漁業の操業の承認を受けました
が、出漁の準備が完了したので、確認の上承認証の交付を受けたく下記により申請します。

記

- 1 承認番号 宮かじき第 号
- 2 船 名 丸
- 3 漁船登録番号
- 4 総トン数 トン
- 5 希望日時 年 月 日 時
- 6 交付希望港 港
- 7 その他 (連絡先等)

要領様式第 7 号

年 月 日

宮城海区漁業調整委員長 殿

住 所
氏 名

㊦

かじき等流し網漁業操業承認証書換交付申請書

先に交付を受けた承認証の記載事項を次のとおり変更したので、書換え交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮かじき第 号
- 2 船 名 丸
- 3 記載事項

変 更 前	変 更 後

4 書換を必要とする理由

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会長 殿

住 所

氏 名

㊦

かじき等流し網漁業操業承認証再交付申請書

かじき等流し網漁業操業承認証を滅失（き損）したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮かじき第 号
- 2 船 名 丸
- 3 滅失（き損）の理由

（A4縦）

